佐用町　家屋敷課税判定フローチャート

●**家屋敷の場合**

建物は次のどちらにあてはまりますか？

A佐用町に住民票を有する個人又は、佐用町に設立の届出をしている法人が使用している

Bだれも使用していない

非課税となります。

課税対象外であることの申立書を記入し、提出してください。

※使用者の住所等の記入をお願いします。

住んでいる市区町村で住民税が非課税である。

Aはい　　　Bいいえ

非課税となります。

課税対象外であることの申立書を記入し、提出してください。

老朽化等により固定資産税の課税要件を満たさない。（固定資産税の課税の要件とは、「外気遮断性」「土地への定着性」「用途性」を指し、「要件を満たさない場合」とは主要な屋根が抜け落ちる、家屋が傾き倒壊の可能性がある、大部分の外壁が大きく崩れて穴が開いている等の状態を指します。）

Aはい　　　　Bいいえ

課税対象外であることの申立書と固定資産価格再調査申請書をどちらも記入し提出してください。

※職員が現地確認等を行い、課税要件を満たしていないか判定します。

家屋敷課税の対象となります。

課税対象外であることの申立書の提出は不要です。納税通知書、納付書を送付いたしますので納付をお願いします。

A

A

B

A

B

B

**●事務所等の場合**

　廃業等の理由により、現在使用していない場合は非課税となりますので、課税対象外であることの申立書を記入し、提出してください。